医薬品、 医療機器等の品質、 有効性及び安全性の確保等に関する法律第四条第五項第三号の規定に基づき

厚生労働大臣が指定する要指導医薬品の一部を改正する件

○厚生労働省告示第二百五十六号

医薬品、 医療機器等の品質、 有効性及び安全性の確保等に関する法律 (昭和三十五年法律第百四十五号)

第四条第五項第三号の規定に基づき、 医薬品、 医療機器等の品質、 有効性及び安全性の確保等に関する法律

第四条第五項第三号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する要指導医薬品(平成二十六年厚生労働省告示第

一百五十五号)の一部を次の表のように改正し、令和七年九月二十八日から適用する。

令和七年九月二十六日

厚生労働大臣 福岡 資麿

## 改 正 後

品とする。に基づき厚生労働大臣が指定する要指導医薬品は、次に掲げる医薬法律(昭和三十五年法律第百四十五号)第四条第五項第三号の規定医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する

して含有する製剤、次に掲げるもの、その水和物及びそれらの塩類を有効成分とする法律第四条第五項第三号イ又は口に掲げる医薬品であって一 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関

(三分)

(器)

11 (盤)

## 

品とする。に基づき厚生労働大臣が指定する要指導医薬品は、汝に掲げる医薬法律(昭和三十五年法律第百四十五号)第四条第五項第三号の規定医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する

、次に掲げるもの、その水和物及びそれらの塩類を有効成分とする法律第四条第五項第三号イ又はロに掲げる医薬品であって一 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関

して含有する製剤

三 ケイプシ
に

(器) 1960 (2000)

11 (盤)